

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約

(協議会の設置)

第 1 条 釧路市、阿寒町及び音別町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第 2 条 協議会は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会という。

(協議会の担任する事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町の合併に関する協議
- (2) 法第 5 条の規定による建設計画の作成
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、関係市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第 4 条 協議会の事務所は、関係市町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第 5 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもってこれを組織する。

2 委員の定数は、関係市町の長が協議して定める。

(会長)

第 6 条 会長は、第 8 条第 1 項第 1 号の委員となるべき者のうちから関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第 7 条 副会長は、次条第 1 項第 1 号に掲げる者（会長に充てられた者を除く。）をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき

は、副会長のうちからあらかじめ関係市町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

(委員)

第 8 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市町の長
 - (2) 関係市町の助役
 - (3) 関係市町の議会の議長及び副議長
 - (4) 関係市町の議会の議員のうちから、それぞれ関係市町の議会の選出した者各 5 人以内
 - (5) 関係市町の長が選出する学識経験を有する者各 10 人以内
- 2 前項に定める者のほか、必要に応じて関係市町の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 9 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の 4 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第 1 1 条 協議会は、その担任する事務の一部について調査及び審議をさせるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会及び専門部会)

第 1 2 条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会を置く場合には、第 3 条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第 1 3 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、関係市町の長の協議を経て、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 1 4 条 協議会に要する経費は、関係市町の長が協議のうえ、関係市町がそれぞれ負担する。

(監査)

第 1 5 条 協議会の出納の監査は、関係市町の長が協議のうえ、関係市町の監査委員のうち 2 人に委嘱して行う。

2 前項の規定による委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 6 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、関係市町のいずれかの例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 7 条 会長、副会長、委員、監査委員及び第 9 条第 4 項の規定により会

議に出席する者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、関係市町のいずれかの例により会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長及び副会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。